

定款

特定非営利活動法人C&S定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人C&Sという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道空知郡南幌町南12線西6号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、発達に課題のある児童、高齢者及び地域住民、不登校児童に対して、動物とのふれあいや世話、乗馬体験、牧場での共同作業、農業体験等を通じて、成長や自信、生きがいや健康、交流やつながり、居場所を提供する活動を行う。これにより、世代や立場を超えて互いに支え合い、学び合い、心豊かに暮らせる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 子供の健全育成を図る活動
- (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (2) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業
- (3) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (4) 介護保険法に基づく通所介護事業
- (5) 不登校児童や発達障がい児童、高齢者における居場所提供事業
- (6) 動物を活用した活動及び心身機能の回復促進に関する事業
- (7) 農業体験・農福連携事業
- (8) 飲食店・喫茶店の営業及び関連する食品の製造・販売（就労支援・地域交流を目的とする）
- (9) 地域住民と障がい児・障がい者・高齢者の交流促進事業
- (10) 障がい理解及びインクルーシブ教育推進のための啓発活動

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 上記事業を達成するために附帯又は関連する食料品・物品販売・イベント事業
- (2) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。
この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、任期の末日が属する事業年度の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合には、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業報告及び決算

- (5) 役員の選任又は解任
- (6) 役員の報酬
- (7) 解散における残余財産の帰属
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電子メールによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電子メールによる表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を

経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の1以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で選定されたものに譲渡するものとする。

（合併）

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

（細則）

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	藤 本 富 造
副理事長	吉 江 幸 子
理 事	小笠原 公博
監 事	川 本 明 良

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和10年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- (1) 正会員
- | | | | |
|-----|----|-----|----|
| 入会金 | 0円 | 年会費 | 0円 |
|-----|----|-----|----|
- (2) 賛助会員
- | | | | |
|-----|----|-----|----|
| 入会金 | 0円 | 年会費 | 0円 |
|-----|----|-----|----|

役員名簿

役員名簿

特定非営利活動法人 C&S

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理 事	藤本 富造		有
理 事	吉江 幸子		無
理 事	小笠原 公博		無
監 事	川本 明良		無

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 「役職名」の欄には、理事、監事の別を記載する。
- 3 「氏名」の欄には、特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名と一致するように記載する。
- 4 「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面（住民票等）によって証された住所又は居所と一致するように記載する。
- 5 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 6 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

※ この書面は、申請受理後2週間、縦覧されます。

設立趣旨書

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

近年、子どもたちの発達支援や高齢者の介護分野において、心身の健康を保ち、地域に根ざした居場所づくりが求められている。しかし現状では、子どもや高齢者がそれぞれ分離された環境で過ごすことが多く、世代を超えた交流や動物・自然体験の機会が乏しい状況にある。

また、事業所の多くは平日のみの開所にとどまっており、休日や長期休暇に安心して預けられる場が不足している状況にある。

こうした背景から、動物とのふれあい、自然体験を通じて、子ども、高齢者、地域住民が共に学び、支え合い、心身の健康を育む共生型の居場所をつくる必要があると考え、本法人の設立を企画した。

2 理 念

C&S = Care & Support / Child & Senior / Community & Smile / Coexistence & Sustainability

この言葉には、私たちの想いを込めています。

- ・Care & Support (ケアと支援) : 誰もが安心できる優しいサポート
- ・Child & Senior (子どもと高齢者) : 世代を超えた交流・学び合い
- ・Community & Smile (地域と笑顔) : 住民同士がつながり、笑顔になれる居場所
- ・Coexistence & Sustainability (共生と持続可能性) : 人・動物・自然が共に生きる社会を育む

3 事業の内容

- ・放課後等デイサービスや児童発達支援を通じた子どもの成長支援
- ・医療的ケア児への成長支援 (看護師の配置、医療機関と連携)
- ・児童及び高齢者に対する日中一時支援
- ・障がいのある方への就労支援
- ・通所介護や交流活動による生きがいづくり
- ・動物とのふれあいを取り入れた活動
- ・農作業・自然体験を通じた心身の健康づくり
- ・地域住民が集まり、世代を超えて交流できるコミュニティスペースの運営
- ・講習会の開催による教育、啓発活動

4 期待される効果

- ・子どもや高齢者が安心して通える居場所の創出
- ・子どもの情緒安定、身体機能向上、社会性発達促進
- ・高齢者の生きがいや健康増進
- ・家族の負担軽減と孤立防止
- ・動物や自然との関わりによる心身の健やかな成長
- ・農福連携による新たな就労機会の創出
- ・地域住民との交流促進
- ・地域全体で支え合う共生社会の実現
- ・障がい理解及びインクルーシブ教育の推進

5 今後の展望

将来的には、365日受け入れ可能な体制を整え、子どもから高齢者までが自然の中で安心して過ごせる「共生型の居場所」を整備し、農業や環境教育とも連携した複合的な拠点を目指す。また、地域住民や自治体、教育機関、医療機関との連携を深め、より幅広く、切れ目のない支援を実現する。

6 設立の必要性

本法人の活動は、行政だけではカバーしきれない地域課題を解決し、民間ならではの柔軟なサービス提供

を可能にする。よって、私たちはこの趣旨に賛同する仲間とともに、特定非営利活動法人C&Sを設立する。

7 申請に至るまでの経過

代表者の妻が2016年に進行性核上性麻痺という難病を発症し、障害程度区分6、要介護5という重度障がい者となってしまった。約8年間の在宅介護を行うなかで、様々なサービスを利用してきたが、すべての事業所が土曜日、日曜日、祝日は休業しており、在宅介護の限界を感じるようになった。周囲で在宅介護をしている方からも同様の声があり、365日支援ができる事業所があればと強く感じた。

そこで、地域における実態を調査したところ、通所介護事業所だけでなく、放課後等デイサービスなどにおいても平日のみの開所が多く、休日や長期休暇に安心して預けられる場が不足している現状が明らかとなった。また、「休日の居場所がない」、「休日に支援がなく仕事を続けられない」といった切実な声が寄せられており、介護や子育て、就労の両立に大きな困難が生じていることが分かった。

こうした課題を受け、福祉関係者や教育関係者、地域住民との意見交換を重ね、必要な支援体制について検討を行った。その中で、平日だけでなく休日や長期休暇にも柔軟に対応し、将来的には365日受け入れ可能な体制を整えていく必要があることを確認した。

さらに、特別支援を必要とする児童及び介護を必要とする高齢者が、それぞれ分離された環境で過ごすことが多く、世代を超えた交流や自然体験の機会が乏しい状況も分かった。特に、放課後や日中に安心して過ごせる居場所の不足、家族の負担の増加、地域の支援体制の不足といった問題や、独居高齢者の孤立、生きがいの喪失といった問題が顕在化しており、双方に寄り添える新たな仕組みが必要とされている。

私たちは、長年、医療・福祉分野において障がい児・者支援や地域活動に携わる中で、子ども、高齢者、動物との関わりの中に大きな可能性を感じてきた。特に、子どもは高齢者から安心感や学びを得て、高齢者は子どもとの交流によって生きがいを感じるという、相互に良い影響が生まれることを実感した。

その過程で、単発的な取り組みではなく、継続的かつ安定的に事業を展開していくためには、資金調達、各種契約の締結、社会的信頼の確保が不可欠であり、そのためには法人格の取得が必要であると判断した。

そこで、関係法令の調査や行政機関への相談を重ね、設立趣旨や事業計画を検討し、社員を確定させるなどの準備を進めてきた。

そしてこの度、地域に根ざした活動を行い、より多くの人々に貢献できる体制を整えるため、特定非営利活動法人として設立申請を行うに至った。

2025年11月22日

特定非営利活動法人 C&S

設立代表者 住所

氏名 藤本 富造

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 特定非営利活動法人設立の趣旨を総括的に説明する書類であり、一般の方々への縦覧に供するものなので、専門用語、難解な用語は避け、一般的ではない外来語・略語などには平易・正確な日本語訳を付記するなど、わかりやすい記載を心がける。
- 3 特定非営利活動法人を設立しようとするに至った動機、経緯、法人の目的、特定非営利活動の種類、特定非営利活動に係る事業の種類、必要性などを、第三者にもわかるよう要旨を記載する。

※1 ××年××月××日の部分は、設立総会の開催日か、それ以降の作成した日を記載

※2 この書面は、申請受理後1か月間、縦覧されます。

設立の初年度の事業計画書

2026年度事業計画書

法人設立の日から 2027 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人C&S

1 事業実施の方針

設立初年度は、共生型サービス事業所として発達に課題のある児童及び医療的ケア児、通所介護、不登校児童の受け入れに対する、準備、体制整備を行うとともに、法人としての組織基盤を確立するため、法人の活動内容について積極的な広報活動を行い、利用者の募集活動を行う。

また、動物介在活動に向けた環境整備、職員予定者への研修、認知度を上げるための地域住民への啓発活動を行い、動物介在活動及び障がいへの理解を深められる機会を提供していく。

なお、「児童福祉法に基づく障害児通所支援事業」、「障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業」、「障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業」、「介護保険法に基づく通所介護事業」、「不登校児童や発達障がい児童、高齢者における居場所提供事業」、「農業体験・農福連携事業」、「飲食店・喫茶店の営業及び関連する食品の製造・販売事業（就労支援・地域交流を目的とする）」は初年度は実施しない。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 月日	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (千円)
動物を活用した活動及び心身機能の回復促進に関する事業	環境整備、職員予定者の事業研修、地域住民への啓発活動。	2026年 5月～ 2027年 3月	空知郡 南幌町 南12線 西6号	5人	南幌町及び その周辺地 域の住民 50人程度	0千円
地域住民と障がい児・障がい者・高齢者の交流促進事業	交流の機会を作るために、祭り、イベントへの参加及び、定期的なプログラムを企画する。	2026年 5月～ 2027年 3月	空知郡 南幌町 南12線 西6号 地域の 祭り、イ ベント 会場	5人	イベント参 加者 100人程度	0千円
障がい理解及びインクルーシブ教育推進のための啓発活動	障がい児及び障がい者の家族や地域住民、福祉関係者に対して、動物との共生や福祉活動の意義を広める講座、研修、情報発信を行う。	2027年 2月	空知郡 南幌町 南12線 西6号	5人	南幌町及び その周辺地 域の住民、福 祉関係者 30人程度	0千円

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 月日	実施 予定 場所	従事者の 予定人数	事業費の 予算額 (千円)
予定なし	予定なし			0人	0円

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
 - 2 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。なお、設立当初の事業計画書は、設立認証申請予定日のおおむね3か月後から事業年度末までの期間について記載する。
 - 3 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
 - 4 2の(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定月日、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに事業費の予算額をそれぞれ記載する。
 - 5 2の(1)のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
 - 6 2の(2)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定月日、実施予定場所、従事者の予定人数及び事業費の予算額をそれぞれ記載する。定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、設立当初の事業年度及び翌事業年度に実施予定がなくても「予定なし」の旨を記載する。
 - 7 事業費の予算額は、活動予算書の事業費の予算額との整合性を図る。
- ※ この書面は、申請受理後2週間、縦覧されます。

設立の翌年度の事業計画書

2027年度事業計画書

2027年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人C&S

1 事業実施の方針

設立2年目は、共生型サービス事業所の開所に向けて、まずは多機能型事業所として児童発達支援、放課後等デイサービスを開所する。また、発達に課題のある児童、医療的ケア児、不登校児童、高齢者が安心して通える居場所の提供を行う。さらに、動物や自然との関わりによる心身の健やかな成長と地域住民との交流促進を図っていく。

なお、「障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業」、「介護保険法に基づく通所介護事業」、「飲食店・喫茶店の営業及び関連する食品の製造・販売事業」は設立2年目では実施しない。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 月日	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (千円)
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	児童発達支援及び放課後等デイサービス。	2027年 4月～ 2028年 3月	空知郡 南幌町 南12線 西6号	5人	南幌町及び その周辺地 域の児童 3600人程度 児童発達支 援 1日7人×20 日 放課後等デ イサービス 1日8人×20 日	17,660 千 円
障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業	発達に課題のある児童及び医療的ケア児に対する日中一時支援。	2027年 4月～ 2028年 3月	空知郡 南幌町 南12線 西6号	5人	南幌町及び その周辺地 域の児童 1200人程度 1日5人×20 日	10,800 千 円
不登校児童や発達障がい児童、高齢者における居場所提供事業	安心して過ごせる環境を提供し、自己肯定感や学ぶ意欲を取り戻す支援。	2027年 4月～ 2028年 3月	空知郡 南幌町 南12線 西6号	5人	南幌町及び その周辺地 域の児童、高 齢者	550千円

動物を活用した活動及び心身機能の回復促進に関する事業	心身機能回復のために、障がいを持つ人に対して、動物とのふれあい活動を実施する。また、地域住民、学校、福祉機関に対しても動物とのふれあい活動を実施する。	2027年 4月～ 2028年 3月	空知郡 南幌町 南12線 西6号	5人	南幌町及び その周辺地 域の住民 100人程度	480千円
農業体験・農福連携事業	発達に課題のある児童、高齢者に対して、農作業・自然体験を実施する。	2027年 4月～ 2027年 11月	空知郡 南幌町 南12線 西6号	5人	南幌町及び その周辺地 域の児童 100人程度	100千円
地域住民と障がい児・障がい者・高齢者の交流促進事業	交流の機会を作るために、祭り、イベントへの参加及び、定期的なプログラムを企画する。	2027年 4月～ 2028年 3月	空知郡 南幌町 南12線 西6号 地域の 祭り、イ ベント 会場	5人	イベント参 加者 100人程度	0円
障がい理解及びインクルーシブ教育推進のための啓発活動	障がい児及び障がい者の家族や地域住民、福祉関係者に対して、動物との共生や福祉活動の意義を広める講座、研修、情報発信を行う。	2027年 4月～ 2028年 3月	空知郡 南幌町 南12線 西6号	5人	南幌町及び その周辺地 域の住民、福 祉関係者 60人程度	480千円

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 月日	実施 予定 場所	従事者の 予定人数	事業費の 予算額 (千円)
予定なし	予定なし			0人	0円

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。なお、設立当初の事業計画書は、設立認証申請予定日のおおむね3か月後から事業年度末までの期間について記載する。
- 3 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 4 2の(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定月日、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに事業費の予算額をそれぞれ記載する。
- 5 2の(1)のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 6 2の(2)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定月日、実施予定場所、従事者の予定人数及び事業費の予算額をそれぞれ記載する。定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、設

立当初の事業年度及び翌事業年度に実施予定がなくても「予定なし」の旨を記載する。

7 事業費の予算額は、活動予算書の事業費の予算額との整合性を図る。

※ この書面は、申請受理後2週間、縦覧されます。

設立の初年度の活動予算書

2026年度 活動予算書

法人設立の日から 2027 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人C&S

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	0円		0円
賛助会員受取会費	0円		0円
2 受取寄附金			
受取寄附金	300,000円		300,000円
施設等受入評価益	0円		0円
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0円		0円
4 事業収益			
動物を活用した活動及び心身機能の回復促進に関する事業収益	0円		0円
地域住民と障がい児・障がい者・高齢者の交流促進事業収益	0円		0円
障がい理解及びインクルーシブ教育推進のための啓発活動事業収益	0円		0円
5 その他収益			
受取利息	0円		0円
雑収益	0円		0円
経常収益計	300,000円	0円	300,000円
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0円	0円	0円
法定福利費	0円	0円	0円
退職給付費用	0円		0円
福利厚生費	0円	0円	0円
人件費計	0円	0円	0円
(2) その他経費			
会議費	0円		0円
旅費交通費	0円		0円
施設等評価費用	0円		0円
減価償却費	0円		0円
支払利息	0円		0円
馬飼育費	0円		0円
通信費	0円		0円
その他経費計	0円	0円	0円
事業費計	0円	0円	0円
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0円		0円
給料手当	0円		0円
法定福利費	0円		0円
退職給付費用	0円		0円
福利厚生費	0円		0円

人件費計	0円		0円
(2) その他経費			
会議費	0円		0円
旅費交通費	0円		0円
減価償却費	0円		0円
支払利息	0円		0円
光熱費	60,000円		60,000円
地代家賃	240,000円		240,000円
その他経費計	300,000円		300,000円
管理費計	300,000円		300,000円
経常費用計	300,000円	0円	300,000円
当期経常増減額	0円	0円	0円
Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益	0円		0円
経常外収益計	0円		0円
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0円		0円
経常外費用計	0円		0円
当期正味財産増減額	0円	0円	0円
設立時正味財産額			0円
次期繰越正味財産額			0円

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書はそれぞれ別に作成する。なお、設立当初の活動予算書は、設立認証申請予定日のおおむね3か月後から事業年度末までの期間について記載する。
- 3 定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合で、その他の事業を実施していないときは、「その他の事業」欄の数字をすべてゼロとするか、20頁～21頁の作成例を使い、脚注に「※今年度はその他の事業の実施を予定していません。」と明記する。
- 4 その他の事業から収益が生じる場合には、その他の事業会計から特定非営利活動に係る事業会計への繰入が明らかになるような科目として「経理区分振替額」を追加する。
- 5 設立時の資金がある場合は、設立当初の事業年度に設立時正味財産額としてその額を記載する。翌事業年度以降は、前年度の活動予算書に次期繰越正味財産額として掲げた額を、前期繰越正味財産額として記載する。
- 6 「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する費用で、管理費以外のものをいい、当該事業の実施のために直接要する人件費、交通費等の費用が含まれる。)等が挙げられる。なお、事業計画書に記載している内容との整合性を図る。
- 7 特に、費用規模(事業費+管理費)でみた特定非営利活動に係る事業の割合、総費用に占める管理費の割合等は、特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること、営利を目的としないものであることという法定要件への適合性の判断材料となる。(この点については、「北海道におけるNPO法の運用方針」(89頁)を参照。)

※ この書面は、申請受理後2週間、縦覧されます。

設立の翌年度の活動予算書

2027年度 活動予算書

2027 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人C&S

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	0円		0円
賛助会員受取会費	0円		0円
2 受取寄附金			
受取寄附金	300,000円		300,000円
施設等受入評価益	0円		0円
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0円		0円
4 事業収益			
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業収益	27,120,000円		27,120,000円
障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業収益	1,440,000円		1,440,000円
不登校児童や発達障がい児童、高齢者における居場所提供事業収益	960,000円		960,000円
動物を活用した活動及び心身機能の回復促進に関する事業収益	300,000円		300,000円
農業体験・農福連携事業収益	0円		0円
地域住民と障がい児・障がい者・高齢者の交流促進事業収益	0円		0円
障がい理解及びインクルーシブ教育推進のための啓発活動事業収益	0円		0円
5 その他収益			
受取利息	0円		0円
雑収益	0円		0円
経常収益計	30,120,000円	0円	30,120,000円
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	20,000,000円		20,000,000円
法定福利費	3,100,000円		3,100,000円
退職給付費用	0円		0円
福利厚生費	0円		0円
人件費計	23,100,000円	0円	23,100,000円
(2) その他経費			
会議費	0円		0円
旅費交通費	0円		0円
施設等評価費用	0円		0円
減価償却費	0円		0円
支払利息	0円		0円
馬飼育費	480,000円		480,000円
通信費	120,000円		120,000円
水道光熱費	360,000円		360,000円
車両維持費	500,000円		500,000円

	地代家賃	2,400,000円		2,400,000円
	保険料	250,000円		250,000円
	その他経費計	4,110,000円	0円	4,110,000円
	事業費計	27,210,000円	0円	27,210,000円
2	管理費			
	(1) 人件費			
	役員報酬	2,400,000円		2,400,000円
	給料手当	0円		0円
	法定福利費	360,000円		360,000円
	退職給付費用	0円		0円
	福利厚生費	0円		0円
	人件費計	2,760,000円		2,760,000円
	(2) その他経費			
	会議費	0円		0円
	旅費交通費	0円		0円
	減価償却費	0円		0円
	支払利息	0円		0円
	消耗品費	100,000円		100,000円
	その他経費計	100,000円		100,000円
	管理費計	2,860,000円		2,860,000円
	経常費用計	30,070,000円	0円	30,070,000円
	当期経常増減額	50,000円	0円	50,000円
III	経常外収益			
	1 固定資産売却益	0円		0円
	経常外収益計	0円		0円
IV	経常外費用			
	1 過年度損益修正損	0円		0円
	経常外費用計	0円		0円
	当期正味財産増減額	50,000円	0円	50,000円
	前期繰越正味財産額	0円	0円	0円
	次期繰越正味財産額	50,000円	0円	50,000円

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書はそれぞれ別に作成する。なお、設立当初の活動予算書は、設立認証申請予定日のおおむね3か月後から事業年度末までの期間について記載する。
- 3 定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合で、その他の事業を実施していないときは、「その他の事業」欄の数字をすべてゼロとするか、20頁～21頁の作成例を使い、脚注に「※今年度はその他の事業の実施を予定していません。」と明記する。
- 4 その他の事業から収益が生じる場合には、その他の事業会計から特定非営利活動に係る事業会計への繰入が明らかになるような科目として「経理区分振替額」を追加する。
- 5 設立時の資金がある場合は、設立当初の事業年度に設立時正味財産額としてその額を記載する。翌事業年度以降は、前年度の活動予算書に次期繰越正味財産額として掲げた額を、前期繰越正味財産額として記載する。
- 6 「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する費用で、管理費以外のものをいい、当該事業の実施のために直接要する人件費、交通費等の費用が含まれる。)等が挙げられる。なお、事業計画書に記載している内容との整合性を図る。
- 7 特に、費用規模(事業費+管理費)でみた特定非営利活動に係る事業の割合、総費用に占める管理費の割合等は、特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること、営利を目的としないものであることという法定要件への適合性の判断材料となる。(この点については、「北海道におけるNPO法の運用方針」(89頁)を参照。)

※ この書面は、申請受理後2週間、縦覧されます。